

(文化活動等の機会の提供)

第14条 市は、高齢者、障害者等が積極的に文化、スポーツ、レクリエーション等の活動に参加できるように関係機関と連携し、その機会の提供に努めるものとする。

(就業機会の確保等)

第15条 事業者は、高齢者、障害者等への理解を深め、就業機会の確保及び雇用の安定に努めるものとする。

2 市は、高齢者、障害者等の就業機会の確保及び雇用の安定を図るために関係機関と連携し、必要な支援に努めるものとする。

(ボランティア活動への参加等)

第16条 市民及び事業者は、ボランティア活動に自主的かつ積極的に取組むように努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する勤労者がボランティア活動に参加しようとするときは、必要な便宜を図るように努めるものとする。

3 市は、ボランティア活動を促進するため、市民及び事業者へ情報の提供、人材の育成等必要な支援を行うものとする。

(日常生活の支援)

第17条 市は、高齢者、障害者等が快適な日常生活を送ることができるように在宅福祉及び施設福祉の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、保健、医療及び福祉施策の連携を推進し、それぞれを効果的に組合せることにより、高齢者、障害者等の日常生活を総合的に支援するものとする。

(児童の健全な発育)

第18条 市は、児童の心身の健全な発育のため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 市民は、児童の心身の健全な発育のため、家庭における養育機能の維持向上を図るとともに、地域社会において環境の整備に努めるものとする。

第4章 生活環境の整備

第1節 都市施設の整備

(整備基準)

第19条 市長は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするため、都市施設の構造及び設備の整備について必要な基準（以下「整備基準」という。）を規則で定めるものとする。

(整備基準への適合)

第20条 都市施設を設置し、又は管理する者（以下「都市施設の設置者等」という。）は、当該都市施設を整備基準に適合させるように努めるものとする。

(適合証の交付及び表示)

第21条 都市施設の設置者等は、当該都市施設が整備基準に適合するときは、市長に対し適合証の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該都市施設が整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

3 市長は、前項の検査に係る都市施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該都市施設の設置者等に適合証を交付するものとする。

4 都市施設の設置者等は、前項の規定により適合証の交付を受けたときは、規則で定めるところにより当該適合証を高齢者、障害者等の見やすい場所に表示するものとする。

(機能の維持)

第22条 都市施設の設置者等は、当該都市施設が整備基準に適合しているときは、その適合箇所の機能を維持するように努めるものとする。

第2節 特定都市施設の整備

(新築等の届出)

第23条 次の各号のいずれかの行為（以下「特定都市施設の新築等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 特定都市施設の新築若しくは新設、増築若しくは増設又は改築

(2) 特定都市施設の用途の変更（当該用途の変更により特定都市施設に該当しないこととなる場合を除く。）

(3) 特定都市施設の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第14号に規定する大規模の修繕又は同条第15号に規定する大規模の模様替

(4) 施設の用途の変更（当該用途の変更により特定都市施設に該当することとなる場合に限る。）

- 2 前項の規定による届出を行った者で、当該届出に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に届け出なければならない。

（新築等の協議）

第24条 規則で定める規模以上の建築物に係る特定都市施設の新築等をしようとする者は、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に協議しなければならない。

- 2 前項の規定による協議を行った者で、当該協議に係る事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするものは、規則で定めるところにより、その内容についてあらかじめ市長に協議しなければならない。

（高齢者、障害者等の意見）

第25条 特定都市施設の新築等をしようとする者は、当該特定都市施設の新築等に当り、高齢者、障害者等の意見を聴くように努めるものとする。

（指導及び助言）

第26条 市長は、第23条の規定による届出又は第24条の規定による協議があった場合において、当該届出又は協議に係る特定都市施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該届出又は協議を行った者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

（工事完了の届出）

第27条 第23条の規定による届出又は第24条の規定による協議を行った者は、当該特定都市施設の新築に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の規定により届出があったときは、当該特定都市施設の整備基準への適合状況について検査することができる。

（適合状況の報告）

第28条 市長は、特定都市施設を設置し、又は管理する者（次項において「特定都市施設の設置者等」という。）に対し、規則で定めるところにより、当該特定都市施設の整備基準への適合状況について報告を求めることができる。

- 2 市長は、前項の報告に係る特定都市施設が整備基準に適合していないと認めるときは、当該特定都市施設の設置者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

（勧告）

第29条 市長は、次の各号に掲げる者に対し、必要な措置を講ずよう勧告することができる。

- (1) 第23条の規定による届出又は第24条の規定による協議を行わないで工事に着手した者
- (2) 第23条の規定による届出又は第24条の規定による協議の内容と異なる工事を行った者
- (3) 前条第1項の規定により求められた報告を正当な理由なく行わない者
- (4) 第26条又は前条第2項の規定による指導及び助言に正当な理由なく従わない者

（公表）

第30条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

（立入り調査）

第31条 市長は、第26条及び第28条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に特定都市施設に立入り、整備基準への適合状況を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入り調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第3節 交通環境及び住宅の整備

（交通環境の整備）

第32条 市、公共車両を所有し、又は管理する事業者（次条において「公共交通事業者」という。）及び都市施設の設置者等は、相互に連携して高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように建築物、道路等を整備することにより、これらの者が移動しやすい交通環境の整備に努めるものとする。

（公共車両の整備）

第33条 公共交通事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように公共車両の整備に努めるものとする。

- 2 市長は、必要と認めるときは、公共交通事業者に対し、公共車両の整備状況について報告を求めることができる。

- 3 市長は、必要と認めるときは、前項の規定による報告を行った公共交通事業者に対し、指導及び助言を行うことができる。

(住宅の整備)

- 第34条 市民は、加齢、障害等による日常生活における動作能力の低下に対応し、安全かつ快適な自立した生活が維持できるように自ら住宅の整備に努めるものとする。
- 2 住宅を供給する事業者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるように配慮した住宅の供給に努めるものとする。
- 3 市は、高齢者、障害者等が安全かつ快適な住環境の中で生活できるように必要な施策を講ずるものとする。

第4節 安全な生活環境の確保等

(安全な生活環境の確保)

- 第35条 市民及び事業者は、自らの生活の安全確保及び相互扶助の精神に基づき、地域の安全確保に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力するように努めるものとする。
- 2 市は、高齢者、障害者等が安全な日常生活及び社会生活を営むことができるように関係機関と連携し、防犯、防災、交通安全、環境保全等生活安全対策に努めるものとする。

(公共工作物の整備)

- 第36条 信号機、公衆電話ボックスその他の公共の用に供する工作物で規則で定めるものを設置し、又は管理する者は、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにその整備に努めるものとする。

第5章 雑則

(国等に関する特例)

- 第37条 国、地方公共団体その他規則で定める者については、前章第2節（第25条を除く。）並びに第33条第2項及び第33条第3項の規定は、適用しない。
- 2 市長は、国、地方公共団体その他規則で定める者に対し、特定都市施設及び公共車両の整備について必要な措置を講ずるよう要請することができる。

(委任)

- 第38条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第4章及び第5章（第38条を除く。）の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4章の規定の施行の際現にその工事に着手している特定都市施設の新築等については、第23条から第27条までの規定は、適用しない。

人にやさしいまちづくり条例施行規則

(平成13年津山市規則第14号)

(趣 旨)

第1条 この規則は、人にやさしいまちづくり条例（平成12年津山市条例第54号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(都市施設等)

第2条 条例第2条第3号の規則で定める都市施設は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるものとする。

2 条例第2条第4号の規則で定める特定都市施設は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げるもののうち同表の右欄に掲げるものとする。

3 条例第2条第5号の規則で定める公共車両は、次に掲げるものとする。

(1) 普通鉄道構造規則（昭和62年運輸省令第14号）第2条第1項第11号に規定する旅客車

(2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業及び同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車

(推進体制の整備)

第3条 条例第6条第2項の規定に基づき、人にやさしいまちづくり推進協議会を設置する。

2 人にやさしいまちづくり推進協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(整備基準)

第4条 条例第19条の規定による整備基準は、別表第2の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準とする。
この場合において、当該基準は、それぞれ同表の右欄に掲げるものに適用する。

(新築等の届出)

第5条 条例第23条第1項の規定による届出は、特定都市施設の新築等の工事に着手する日の21日前までに、特定都市施設新築等届出（協議）書（様式第1号）に、次に掲げる書面及び図書を添付して行うものとする。

(1) 別表第3の左欄に掲げる特定都市施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面

(2) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書

(3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書

(変更の届出)

第6条 条例第23条第2項の規定による変更の届出は、特定都市施設新築等変更届出（協議）書（様式第2号）に、前条各号に掲げる書面及び図書（変更に係るものに限る。）を添付して行うものとする。

2 条例第23条第2項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 整備基準の定めのない項目についての工事内容の変更

(2) 高齢者、障害者等がより安全かつ円滑に利用できるようにするために行う整備基準に適合している項目についての変更

(3) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

(協議を要する建築物の規模)

第7条 条例第24条第1項の規則で定める規模は、特定都市施設の新築等に係る床面積2千平方メートルとする。

(新築等の協議)

第8条 条例第24条第1項の規定による協議は、特定都市施設の新築等の工事に着手する日の60日前までに、特定都市施設新築等届出（協議）書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 前項の協議は、特定都市施設新築等届出（協議）書の提出をもって開始するものとし、その協議が終了したときは、次に掲げる書面及び図書を提出するものとする。

(1) 別表第5の左欄に掲げる特定都市施設及び同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める項目についての整備基準への適合状況を記載した書面

(2) 別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める図書

(3) 前号に掲げる図書のみでは十分に整備基準への適合状況が確認できない場合は、当該適合状況が確認できる図書